

特許 印紙 50,000	特許 印紙 5,000
--------------------	-------------------

(55,000円)

全部取消
作成見本

審判請求書

平成 年 月 日

特許庁長官 殿

1. 審判事件の表示

商標法第50条の規定による商標登録第 号
取消審判事件

2. 請求人

住所(居所) 神奈川県横浜市港南区東一丁目2番3号
電話番号 045-1234-1234
ファクシミリ番号 045-1234-1235
氏名(名称) 神奈川 一二

印

3. 被請求人

住所(居所) 千葉県千葉市本町一丁目1番1号
氏名(名称) 千葉株式会社

4. 請求の趣旨

商標法第50条第1項の規定により、登録第
号商標の登録を取り消す。審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。

5. 請求の理由

手続の経緯

出願 平成 年 月 日

出願公告 平成 年 月 日

(平成 年商公第 号)

登 録

平成 年 月 日

取消事由

本件登録第 号商標は、その指定商品
(役務)について、継続して3年以上日本国内において商標権者、専用使用権者又は通常使用権者のいずれも使用した事実が存しないから商標法第50条第1項の規定により取り消されるべきものである。

取消原因

6 . 証拠方法

甲第1号証 商標登録第

号公報

7 . 添付書類の目録

(1) 甲第1号証の1

正本1通

副本2通

(2) 審判請求書

副本2通